

野生動植物の販売・流通をなさっている事業者の皆様へ

特別指定希少野生動植物事業に関する届出の御案内

長野県希少野生動植物保護条例（以下「条例」といいます。）に基づき、県内に生息・生育する野生動植物のうち、特に緊急に保護を図る必要のあるものを「特別指定希少野生動植物」に指定し、捕獲、採取、殺傷又は損傷（以下「捕獲等」といいます。）を禁止するとともに、飼養栽培したものや加工品の譲渡し（販売・流通）を行う場合には、あらかじめ知事への届出が必要になりました。

1 特別指定希少野生動植物とは？

県内に生息・生育する野生動植物のうち、個体の捕獲等や過度の販売流通、生育地の開発等により、絶滅の危険性が極めて高いものとして指定され、捕獲等の禁止や販売流通等の規制がされる動植物です。

【条例 抜粋】

第2条（定義）

この条例において「希少野生動植物」とは、県内に生息し、又は生育する野生動植物の種（亜種又は変種がある種にあっては、その亜種又は変種とする。第35条において同じ。）又は地域個体群（地域的に孤立した個体群をいう。）であって、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- (1) その存続に支障を来す程度にその個体の数が著しく少ないもの
 - (2) その個体の数が減少しつつあるもの
 - (3) その個体の生息地又は生育地が消滅しつつあるもの
 - (4) その個体の生息又は生育の環境が悪化しつつあるもの
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、その存続に支障を来す事情があるもの
- 2 この条例において「指定希少野生動植物」とは、希少野生動植物のうち、特に保護を図る必要があるものとして第8条第1項の規定により知事が指定したものをいう。
- 3 この条例において「特別指定希少野生動植物」とは、指定希少野生動植物のうち、特に緊急に保護を図る必要があるものとして第8条第1項の規定により知事が指定したものをいう。

現在、「特別指定希少野生動植物」に指定されている種は、次の20種類の野生動植物です。

植物（14種）

アツモリソウ	、イワチドリ	、ウロコノキシノブ
キンラン	、クマガイソウ	、コマウスユキソウ
シナノコザクラ	、タデスミレ	、ツクモグサ
トガクシソウ	、ヒメホテイラン	、ホテイアツモリ
ホテイラン	、ヤシャイノデ	

脊椎動物（2種）

イヌワシ
ブッポウソウ

無脊椎動物（3種及び1亜種）

タカネヒカゲ（ハケ岳亜種）、フサヒゲルリカミキリ
ミヤマシロチョウ、アカハネバッタ

2 特別指定希少野生動植物事業とは？

まず、特別指定希少野生動植物は、原則として捕獲等することが禁止されます。

【条例 抜粋】

第13条（捕獲等の禁止）

何人も、特別指定希少野生動植物の生きている個体は、捕獲等をしてはならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

(1) 次条第1項の許可を受けてその許可に係る捕獲等をする場合

(2) 人の生命又は身体の保護その他の規則で定めるやむを得ない事由がある場合

2 何人も、前項の規定に違反して捕獲等をされた特別指定希少野生動植物の個体及びその加工品（規則で定めるものに限る。第17条及び第18条において同じ。）を所持し、譲り渡し、又は譲り受けてはならない。

例えば長野県内で山採りした特別指定希少野生動植物を販売することができなくなります。

ただし、この場合、現実には、山採り品ではない、栽培品や県外からの流通品があり、全ての特別指定希少野生動植物の販売等を禁止することはできません。

また、この条例で規制するのは、この場合「山採り」による自生種の減少や生育地の消滅を防ぐことにあり、栽培品として繁殖させたものは、自生地への影響がないため、これらの販売等を禁止する必要は低いものと考えられます。

しかし、その一方で、悪質な販売業者等による盗掘は依然として確認されており「山採り」の禁止だけでは、自生地の保護は図れません。

このようなことから、特別指定希少野生動植物に限り、その個体又は加工品の販売・流通等の譲渡しの事業を行う方に、あらかじめ届け出ていただくこととしました。

この特別指定希少野生動植物の譲渡しの事業を「特別指定希少野生動植物事業」と呼びます。

【条例 抜粋】

第17条（特別指定希少野生動植物事業の届出）

特別指定希少野生動植物の個体及びその加工品（以下この条から第19条までにおいて「個体等」という。）の譲渡しの業務を伴う事業（以下この節及び第44条第4号において「特別指定希少野生動植物事業」という。）を行おうとする者は、規則で定めるところにより、あらかじめ、次に掲げる事項を知事に届け出なければならない。

(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

(2) 特別指定希少野生動植物の個体等の譲渡しの業務を行うための施設の名称及び所在地

(3) 譲渡しの業務の対象とする特別指定希少野生動植物

(4) 前3号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 前項の規定による届出をした者は、当該届出に係る事項に変更があったとき、又は特別指定希少野生動植物事業を廃止したときは、規則で定めるところにより、その日から起算して30日を経過する日までの間に、その旨を知事に届け出なければならない。

3 特別指定希少野生動植物事業の届出とは？

○ あらかじめ届け出ていただく事項は、次のとおりです。

【必須事項】

- ① 事業を行おうとする方の住所、氏名及び職業（法人の場合は主たる事務所の所在地、名称、代表者の氏名及び主たる事業）
- ② 譲渡しの業務を行う施設の名称及び所在地
- ③ 譲渡しの業務の対象とする特別指定希少野生動植物の種名
- ④ 業務の開始予定日
- ⑤ 飼養栽培施設の名称及び所在地

【繁殖させる場合のみ記載する事項】

- ① 繁殖施設の所在地、規模及び構造
- ② 繁殖に従事する者の氏名、届出者との関係及び繁殖に関する経歴
- ③ 繁殖方法
- ④ 繁殖計画
- ⑤ 繁殖させた個体の譲渡しの形態（小売、卸売、その他の別）

○ また、届出書には、次に掲げる書類を添付していただきます。

【飼養栽培する場合】

- ① 飼養栽培施設の規模及び構造を明らかにした図面及び写真

【繁殖させる場合】

- ① 繁殖施設の規模及び構造を明らかにした図面及び写真
- ② 繁殖方法を明らかにした書類

4 事業を行うに当たっての遵守事項とは？

○ 事業を行う際には、次の事項について個体毎に記録し、その書類を保存してください。

【特別指定希少野生動植物の個体又は加工品を譲受けた場合】

- ① 譲渡人の住所及び氏名（法人の場合は主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）
- ② 繁殖させた個体であるか、繁殖させた個体の加工品であるかの別
- ③ 捕獲・採取された個体であるか、捕獲・採取された個体の加工品であるかの別
- ④ 繁殖させた者の住所及び氏名（法人の場合は主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）
- ⑤ 捕獲・採取した者の住所及び氏名（法人の場合は主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）及び捕獲・採取した場所
- ⑥ 譲受けた年月日
- ⑦ 譲渡しをした年月日

（その個体が死亡若しくは枯死又はその個体の加工品を廃棄した場合は、その年月日）

○ 上記の書類をパソコン等を活用して保存することも可能です。

○ 上記の書類は、譲渡しをした日から3年を経過するまでの間、大切に保存してください。

○ なお、この書類は、必要に応じて閲覧・提出を求めることがあります。

5 手続きの方法は？

○ 届出書の様式に必要事項を記入し、必要な書類を添付した上で、下記あてに郵送してください。

〒381-8570

長野市南長野幅下 692-2 長野県庁 環境部 自然保護課 あて

連絡先 電話 026-232-0111（代）内線2779

026-235-7178（直）

ファクシミリ 026-235-7498

電子メール shizenhogo@pref.nagano.lg.jp

○ 希少野生動植物の保護対策に関する最新情報は、県のホームページからも御覧いただけます。

ホーム > 暮らし・環境 > 自然・水・大気 > 自然保護・再生 > 長野県の希少野生動植物について

アドレス

<https://www.pref.nagano.lg.jp/shizenhogo/kurashi/shizen/hogo/kisyovasei/kisyo-ova.html>

6 罰則はあるの？

罰則は次のとおり規定しています。

罰 則		主 な 違 反 事 項	
懲 役	罰 金	条 項	内 容
1 年以下	50万円以下	第13条	特別指定希少野生動植物の生きている個体の捕獲等禁止違反
		第15条	特別指定希少野生動植物の生きている個体の捕獲等許可に対する措置命令違反
6 月以下	30万円以下	第14条	特別指定希少野生動植物の生きている個体の捕獲等許可に付した条件違反
	30万円以下	第17条	特別指定希少野生動植物事業の無届行為
		第19条	特別指定希少野生動植物事業の届出に対する措置命令違反
	20万円以下	第14条	特別指定希少野生動植物の生きている個体の捕獲等許可証又は従事者証の不携帯
		第16条	特別指定希少野生動植物の生きている個体の捕獲等許可に対する報告徴収の拒否
		第20条	特別指定希少野生動植物事業の届出に対する報告徴収拒否

7 その他

○ 届出は、扱っている動植物毎に提出するの？

届出は、譲渡しの事業を行う種毎に提出してください。

これは、種毎の販売流通動向を把握しておくために必要ですので、それぞれについて提出してください。

○ 県内で特別指定希少野生動植物を捕獲等し、繁殖させた個体の販売は？

特別指定希少野生動植物の生きている個体は、原則として捕獲等が禁止され、譲渡しを目的に許可を得ることはできません。

しかし、その個体を繁殖を目的に捕獲等し、適切に繁殖させることが可能であれば、その繁殖させた個体の販売を行うことができます。

この場合、条例第14条の規定による許可を得た後、上記の特別指定希少野生動植物事業の届出を行っていただくこととなります。

これは、種子の採種等についても、同様の手続きとなります。

【条例 抜粋】

第14条（捕獲等の許可）

学術研究又は繁殖の目的その他規則で定める目的で特別指定希少野生動植物の生きている個体の捕獲等をしようとする者は、知事の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けようとする者は、規則で定めるところにより、知事に許可の申請をしなければならない。

3 知事は、前項の申請に係る捕獲等について次の各号のいずれかに該当する事由があるときは、第1項の許可をしてはならない。

(1) 捕獲等の目的が第1項に規定する目的に適合しないこと。

(2) 捕獲等によって特別指定希少野生動植物の保護に支障を及ぼすおそれがあること。

(3) 捕獲等をする者が適当な飼養栽培施設を有しないことその他の事由に

○ 営利ではなく、保護回復を目的とした事業であっても届出は必要なの？

この条例では、県が策定する保護回復事業計画に基づき、適正な保護回復事業が行える方を認定し、捕獲許可等の手続きを免除する制度を設けています。

【条例 抜粋】

第2条第4項（定義）

この条例において「保護回復事業」とは、指定希少野生動植物について、その個体（卵及び種子を含む。以下同じ。）の維持又は保護増殖を促進するための事業、その個体の生息地又は生育地及びこれらと一体となった生態系の保全、回復及び再生をするための事業その他の保護を図るための事業をいう。

第32条第3項（認定保護回復事業等）

国及び地方公共団体以外の者は、その行う保護回復事業について、その者がその保護回復事業を適正かつ確実に実施することができ、及びその保護回復事業の事業計画が前条第1項の保護回復事業計画に適合している旨の知事の認定を受けることができる。

特別指定希少野生動植物事業を行う方の中にも、保護回復を目的に事業を営まれている方もいらっしゃいます。

その一方で、技術的に未熟な保護回復が行われている現状もあります。

県では、特別指定希少野生動植物の保護回復のあり方について、県環境保全研究所を中心に調査・研究を進めるとともに、特別指定希少野生動植物事業者の皆様の御意見等を反映しながら、特別指定希少野生動植物の種毎の保護回復事業計画を策定していく方針です。

従って、現段階におきましては、それぞれ繁殖を目的とした捕獲等許可を得ていただいた上で、特別指定希少野生動植物事業の届出を提出していただきますようお願いいたします。

8 終わりに

この特別指定希少野生動植物事業の届出は、単に販売流通を規制するだけでなく、適正な販売流通をされている事業者の皆さんと悪質な業者を明確に差別化し、透明性の高い市場の形成が図られることを期待しているものでもあります。

新たな規制が始まり、適正な事業をされている皆様には、事務的な負担がかかることとなりますが、条例の趣旨を御理解の上、御協力いただきますようお願いいたします。